

館山市市民協働条例

この条例は、市民・市民公益活動団体・地域コミュニティ・事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、連携、協力して誰もが住みやすく活気にあふれた魅力ある地域社会の実現を図るためのものです。

●そもそも「市民協働」って何？

「市民協働」とは、異なる価値観や判断をする様々な自分の考えを持つ市民の人達や団体と、市がその違いを尊重しながら、それぞれの持つ力を発揮して対等の立場で課題の解決に取り組むことを言います。

●誰が参加できるの？

「市民等」

- ・館山市に住む人 ・市内で働く人
- ・市内の学校に通っている人
- ・市内に土地若しくは建物を所有する人
- ・市民公益活動団体 ・地域コミュニティ
- ・市内の事業者 が参加できます。



●どんなメリットや役割があるの？

＜メリット＞

- ・地域課題の解決
- ・生活環境の快適化
- ・まちづくりの活性化



＜役割＞

- ・地域の課題を理解し、自ら進んで、市民参加や市民公益活動への協力や実践
- ・市と連携、協力をして、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていく。

＜メリット＞

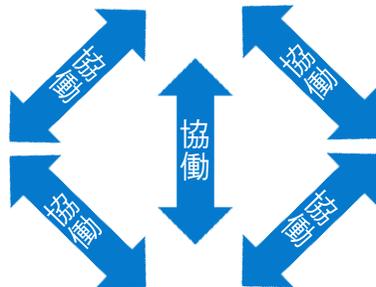
- ・社会貢献活動によって事業者のイメージアップ
- ・従業員の協力・連帯意識の向上



市民公益活動団体

＜役割＞

- ・市民公益活動の社会的意義を自覚し、責任ある行動を取る。
- ・その活動（市民公益活動）のメリットを自ら発信する。



事務所

事業者

＜役割＞

- ・自主性・自発性に基づき地域社会の一員として、まちづくりに対する理解と推進に協力する。

＜メリット＞

- ・団体活動の活性化
- ・市民公益活動への参加増
- ・社会的な信用知名度の向上



＜役割＞

- ・市民等と市と対等の立場で議論するため、市民参加及び協働のまちづくりの推進の情報を市民等に提供する。
- ・市民等から得られた意見・情報・提案等に関し、市の検討結果、理由及び成果等を公開するよう努める。
- ・市民参加及び市民協働の機会を積極的に提供し、市民等の意見をまちづくりに反映するよう努める。
- ・市民公益活動を促進するための施策を充実するよう努める。
- ・市民等と連携し、まちづくりを担う人材の育成に努める。

＜メリット＞

- ・市民ニーズへの対応
- ・まちづくりの推進
- ・事業や業務の見直し



参加方法や、対象の施策などは、裏面をご覧ください



●何が対象になるの？



- ・市の総合的な構想及び計画
- ・環境・保健・教育等の各行政分野における基本的な計画
- ・広く市民等が利用する市の主要な施設の建設に係る基本的な計画
- ・市の基本的な方針を定める条例
- ・市民に義務を課し、又は権利を制限する条例
- ・市民の生活や活動に直接かつ重大な影響を与える条例
- ・その他、その性質及び市民生活への影響を考慮し、市長等が必要と認めるもの



- ・緊急に行う必要があるもの
- ・軽易なもの
- ・市民参加の方法が法令等により定められているもの
- ・施策の内容が法令等により定められているため、市の裁量の余地が少ないもの
- ・金銭徴収及び金銭給付に関するもの
- ・その他上記の市民参加の対象施策としないものに準ずるもの

以上の条件にあてはまるものは、対象施策となりません。

●市役所はどうするの？

①市民協働の機会の確保に努めます！

市民等の持つ、専門性・地域性・創造性・柔軟性などをまちづくりに充分活かせるように、企画の立案への参加・共催・後援・情報交換等の協働の機会を提供するように努めます。

②市民公益活動の促進に努めます！

市民公益活動を促進するためにその自立性と支援の公平性に配慮し、次の施策を実施するよう努めます。

- ・市民公益活動に関する情報を収集し、市民等に提供する。
- ・市民等に対する市民公益活動の啓発、連携及び交流を図る。
- ・市民等が主体となった市民公益活動に対する助成を実施する。
- ・市民等の活動によって課題解決が困難な場合の補完のための支援を実施する。

●どんな市民参加の方法があるの？

市民参加の方法（市長等がいずれかを選びます。）

- ・審議会等の開催
- ・ワークショップの開催
- ・パブリックコメント手続の実施
- ・その他に市が適当と認める方法



市民参加の方法を決めるときに、市長等が留意すること

- ・効果的な方法を選択すること
- ・幅広く市民等が参加できるようにすること
- ・一部の地域を対象とする施策については、その地域の市民等が数多く参加できるよう配慮すること
- ・専門性を有する施策については、その施策に関する深い知識や経験を持つ市民等が参加できるようにすること

●市民の考えを、市政に反映できるの？

市民等は、よりよいまちづくりや地域課題解決などにつながる施策の提案ができ、また市は市民等に提案を求めることができます。

留意点

- ・単なる意見や要望等ではなく、市が施策の案を容易に作成することが出来るように、具体的な提案をお願いします。
- ・できるだけ複数の市民による話し合いを行い、視野を広くし、総合性を高めることが大切です。そのため、提案はおひとりではなく、複数の方での提案をお願いします。

